

託送料金を問うー原発のない社会をめざして(その3)

グリーンコープは、2019年3月の共同体理事会で検討し、グリーンコープでんきの電気料金（九州電力のエリア分）を引き下げることにしました

2019年2月、九州電力が電気料金の引き下げを発表しました。九州電力は、引き下げの理由を「原発が再稼働したため」としています。しかし実際は、原発事業者が優遇される制度によって、自ら負担すべき費用を、新電力事業者に負担させる一方、自らの料金を引き下げているのではないかと考えられます。

2011年の東京電力福島第一原発事故の賠償責任は東京電力が負うべきものです。しかし、大手電力会社は電気料金として利用者からその費用を徴収しています。そして、2020年4月からは、新電力事業者が負担している「託送料金」（電線使用料）に、「賠償負担金」や廃炉に関する費用が上乗せされることも計画されています。

現在、私たちは「託送料金」の実態について、経済産業省・文部科学省や大手電力各社に対して陳情と要請、お尋ねを続けています。

私たちグリーンコープは、九州電力の電気料金の値下げに伴い、グリーンコープでんきの九州電力管内の電気料金について、2019年4月検針分より値下げを実施することを、2019年3月の一般社団法人グリーンコープ共同体理事会で決定しました。

これまでの経過について「声明」としてお届けします。

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままに

号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL092(481)7923
FAX092(481)7876
http://www.greencoop.or.jp/

2019年4月15日

声 明

九州電力の電気料金引き下げ発表について、グリーンコープでんきの電気料金について。

一般社団法人グリーンコープ共同体
第1期第7回理事会
グリーンコープ生活協同組合連合会
第26期第11回理事会

本年2月20日に九州電力が電気料金の引き下げ方針を発表しました。来(2020)年4月に電力全面自由化の社会を迎えようとしており、電気料金が自由な競争にもとづいて引き下げられていくのは歓迎すべきことです。発表でも、これによって新電力事業者との競争に向かう旨が述べられています。

一、しかし、私たちは次のような問題を思いに抱き、疑問を感じずにはられません。

(一) 原発に要する諸費用や原発事故への対処や廃炉費用は、原発をつかって事業を営んできた大手電力(原発事業者)が負担すべきものなのに、それが「託送料金」の仕組みを用いて新電力事業者とその利用者へ付回され、さらに上乗せもされようとしています。

(2) とりわけ、2011年の東京電力福島第一原発事故後に浮き彫りになってきたのは、原発事故が多く、多くの生命と暮らしを奪うにとどまらず、どれだけ多額のお金を費消し、その負担を国民にもたらしかたということです。この事故の対処費用は2013年頃に約11兆円と言われていたが、一昨年の公表では約25兆円に膨れ上がっています。さらに、今年3月7日には「きちんと試算すれば、最終的には81兆円になる。」とす

る研究発表(日本経済研究センター)も出ています。

(3) この事故の賠償責任は東京電力が負うべきものですが、すでに現在沖縄電力を除く他の大手電力会社(原発事業者)がその負担金を拠出しています。中国電力と北陸電力は会社とその費用を負担していますが、他の大手電力会社(原発事業者)は電気料金として電気利用者から徴収しています。

(4) さらに賠償費用が増加する中、今度は「託送料金(私たちが設立したグリーン・市民電力のような新電力事業者が大手電力会社に電線使用料として支払う料金)」に、2020年4月から新たに「賠償負担金」という名目の費用を上乗せすることが計画されています。

(5) 原発廃炉に要する費用についても同じことが言えます。社会通念からいって、ある施設を用いて事業を営んだ事業者は自らの責任でその施設を廃止・解体しなければなりません。2013年までは、例えば中部電力の浜岡原発1・2号機や、事故を起こした東京電力福島第一原発も、会社の責任でその廃炉費用を賄うことになっていました。しかし、その後、国の一部で原発会計制度がいじられることを契機に、それ以外の全国の原発の廃炉費用については、2020年4月から「託送料金」中に新たに「廃炉円滑化負担金」として上乗せすることが計画されています。

(6) これら2つの負担金以外にも、すでに(その使途の9割が原発事業に向けられるとされる)「電源開発促進税」と「使用済燃料再処理等既発電費」という原発費用が、電線使用とは関係がないにも拘わらず「託送料金」に含められています。

(7) 私たちは、自然エネルギーの電気をつくり、原発フリーの電気を供給する「グリーン・市民電力」を設立しています。現在、グリーン・市民電力から経済産業省と大手電力各社に対して「託送料金への賠償負担金と廃炉円滑化負担金の上乗せを止めてください。電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を含めないよう見直してください」等について、陳情と要請を余儀なくされています(グリーンコープのホームページに掲載しています。ぜひご参照ください)。

(1面からつづく)

(二)大手電力(原発事業者)への優遇はそれに留まりません。

(1) 私たちは、3年前、グリーン・市民電力としてグリーンコープでんきを組合員に届ける事業を始めた時に、「託送料金」という言葉に出会いました。その中味を確かめる中で、先に挙げたことを知るにいたりしました。

(2) しかし、それに留まりません。私たちが知らず、国民みんなのお金である税金をつかって原発に使われてきた莫大な費用があることを、大手電力会社の有価証券報告書や託送料金原価内訳表等いろいろな資料から知っていました。これについても私たちは、原発のコストが安いというのは燃料代の違いにすぎず、実際に要している費用の多くはコスト計算に含まれていないのではないかと考え、実際にはどうかということを経済産業省・文部科学省や大手電力会社に尋ねつづけています。(これもホームページに掲載しています。ぜひご参照ください。)

(3) 例えば、原発廃炉によって出てくる放射性廃棄物は汚染度の低いレベルのものでも「300〜400年の検査」と「10万年の地中保管」と決められているようですが、これだけの長期間に亘るこの仕事を行う責任やそのための費用はどうなっていくのでしょうか。そのお金も全て含めて「原発のコスト」と言われる計算はされているのでしょうか。

(4) 最近では「容量市場の創設」ということが進められると聞いています。これは、「①発電事業者は発電所を持っていたら契約金をもらえる。②原発のような出力の大きい発電所が多くもらえる。③稼働していなくても持っているだけでももらえる。④そのため費用を全ての小売事業者から抛出させる。」といった内容だそうです。

(5) その他にも、自然エネルギーをもっと進めねばならないのに、それと逆行するかのようないこともあっています。送電線の「空き容量問題」は報道されているとおり、稼働していない原発分のため、新規の自然エネルギー分が締め出されるという様子です。加えて、昨秋以降九州電力での原発再稼働が進む中、太陽光発電所についての出力制限が指示されてきています。そうした結果、グリーン・市民

電力で言えば、最大指示制限(年間30日停止)の場合、およそ年間33万kWhの電力と1,200万円の収入を失うこととなります。そして、それについての補償はありません。こうしたことで、原発をもつ大手電力会社と原発に頼らない自然エネルギーを進めていく新電力事業者の間に対等な競争が担保されるのでしょうか。

(6) そもそも、電気料金明細には原発費用が明記されない(例えば上述した「電源開発促進税」は明記のガイドラインがあるにも関わらず殆ど実施されていない)一方で、「再生エネルギー賦課金」は明記され、あたかもその負担が大きいかなようなイメージだけが喧伝されているようにも思います。

(三)このような原発事業者優遇の構造によって、大手電力(原発事業者)は本来自らが負担すべき費用を競争相手に負担させる一方で、自らの料金を引き下げているのではないのでしょうか。

(1) 原発の費用を税金から持ち出し、あるいは新電力事業者と利用者に求め、原発事故を起こしても対処費用の負担を新電力事業者と利用者に求め、原発を用いて事業を行っておきながら廃止費用の負担を新電力事業者と利用者に求める一方で、原発が再稼働して燃料代が下がったから電力料金を引き下げるとするのは、片一方で市民や競争相手と利用者から自らの責任による費用を出してもらいながら、もう一方で燃料代が下がったから値下げをして競争をさせていきますというような、釈然としない、矛盾を感じさせることになっています。(注)卑近な喩えですが、私たちは「産直びん牛乳」を組合員に供給し、そのための工場を建設しています。工場に要する費用を市民や他事業者にも負担してもらって、その上で牛乳の価格を引き下げるといったことはありません。今、原発を巡って、そうしたことが許されるようになっていないのでしょうか。

(2) さらに、これによって「原発は安いんだ」という事実とは異なった幻想のイメージが広まることを危惧します。

(3) 私たちは、原発の本当のコストの情報がきちんと全貌として示され、その上で本当に原発が安いという事実があれば、それを認めようと思います。しかし、本当の情報が示されず、

一部を都合よくもってきて安くになると言われるのであれば、それは絶対におかしいと言わねばなりません。今回の九州電力の引き下げ発表についても、そう考えています。

(4) 何より、原発に要している費用に関わる誠実で正確な全情報が開示されるべきと考えます。電気を利用する人々皆がそうした情報に触れ、ありのままに議論できることが必要ではないのでしょうか。そのプロセスを通して、電力自由化が進められる本来の趣旨(大手電力の地域独占を無くして、どんな電気を社会で使っていくかを様々な事業者や市民が考え、進めていくことができる。そして真に対等な競争が行われること)が貫かれるようにしたいと思っています。そして、生命と暮らしとお金を奪う原発を無くしていきたいと思っ

二、グリーンコープでんきの料金(九州電力のエリア分)を引き下げることとします。

(一) 原発に頼らない電気を目指してきたグリーンコープでんきは、昨年10月より名実ともに「原発フリー」となりました。

(1) 原発に頼らない電気を目指し、2016年8月よりグリーンコープでんきの供給を始めました。2019年2月の利用件数は、九州電力エリア3,317件、中国電力エリア848件、関西電力エリア84件、合計で4,249件となっています。主旨に賛同する人が着実に増え、今現在このようになっていきます。

(2) そうした中、事実として原発を電源とする電気の扱いが無くなっていき、加えて、昨年10月に、明確に原発フリーの電気の調達ルートが特定できた結果、名実ともに「原発フリーのグリーンコープでんき」とすることができています。

(3) もちろん、まだ先には「自然エネルギーのみのグリーンコープでんき」「自分たちで発電したグリーンコープでんき」としていくテーマや、私たちだけでなく、他の新電力や大手電力自体でのそうした広がりから原発に頼らない電気が社会全体のものになっていくようにするという更なるテーマがあります。そうしたテーマを含め、この運動は微弱ながらも確実に前進しています。

(二) そうした前進を進めていくにあたり、グリーンコープでんきの料金は、エリアにある大手電力と同じ額とするしてきました。

(1) 運動の主旨を共有した上で、大手電力からの切替えにあたって切替えることによる家計の負担を増やさせないという考えに基づいて、グリーンコープでんきの料金はエリア内の大手電力会社と同じ額と定めてきました。

(2) ただし、これは規制料金下にある従量電灯B及びCの契約に関するものです。オール電化家庭でのプラン設計を大手電力等と同じように組めるのはまだ私たちの力の及ぶところとなれていません。「オール電化家庭のグリーンコープでんき」というテーマももちろんあります。

(三) 今般、九州電力の電気料金引き下げという状況が生まれ、そのことについての私たちの考えは前述のとおりです。そのうえで、上記の考えに基づき、グリーンコープでんきの九州電力管内の電気料金について値下げを行います。2019年4月検針分より実施いたします。

以上、声明いたします。

2019年1月10日

経済産業省
経済産業大臣 世耕弘成様

陳情書に関するお願い

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 厳寒の朝、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

まず、私たちが昨年6月26日付でお届けしました『お問い合わせ』につきまして、昨年12月28日に『回答』をいただいたことに、心よりお礼申し上げます。それを拝読して、今般、別紙のとおり『陳情書』を作成し、貴職にお届けいたします。ご検討をよろしくお願いいたします。

また、昨年の経緯に照らして（昨年12月3日付小信『誠実かつすみやかに回答をお届けいただけることをお待ちしております。』及び12月18日付小信『苦情』）、『陳情書』に対応されなかったり、そうでないとしても引き延ばしの対応となる事態を避けてくださるよう、お願いします。

そうしたことのためにも、早い時期に、貴職として責任を負える方と私たちの話し合いの場を設けることをお願いします。私たちから『陳情書』の説明をさせていただき、貴職からも必要な説明がございましたらそれを言っていただきたいと思います。話し合いの場については、遅くとも2月に持っていただけることを希望します。すでに貴職が決めたと思われる新たな2つの負担金が託送料金に上乗せされるまでに1年とちょっとの時間しか残されていません。

以上のご検討をお願いします。そして、まず話し合いの場を設けることの可否について、2月8日までに書面にて回答をお願いします。

なお、この問題はとても大切な問題と思われまます。これから先、私たちだけでなく、多くの方々にも考えてもらいたく、社会的な発信をしていきたいと考えています。ご承知のほどをお願いいたします。

謹白

2019年1月10日

経済産業省
経済産業大臣 世耕弘成様

陳情書

—2020年4月から託送料金中に新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という原子力発電由来の2つの負担金を上乗せするのを止めてください。また、託送料金を本来定められた姿である「電線使用料（送配電網の維持に係る費用に対するもの）」とするべく見直しを行ってください。—

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

一、2020年4月から託送料金中に新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という原子力発電由来の2つの負担金を上乗せすることを止めてください。

- 1. 託送料金は送配電に要する費用を負担するもの、いわゆる「電線使用料」であると承知しています。
- 2. しかし、その託送料金に、2020年4月から新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という2つの原子力発電由来の負担金を上乗せすることを、貴職は決められているようです。それは、以下に述べる理由から不当だと言えます。したがって、それを止めてください。

(一) 賠償負担金について

- (1) 貴職が決めたことされる「賠償負担金」は、沖縄電力管内を除く全ての電気利用者（国民）が実質的に負担することになるもので、税金に等しいものです。そうであるにも拘わらず、これを託送料金に含めて徴収しようとするのは、そうできる法律上の根拠がないと思われます。これは憲法第84条（租税法律主義）に照らして問題があります。
- (2) かつ、その本質は東京電力及び大手電力を優遇救済する中味となっているようです。それなのに、優遇救済される側の大手電力関係者と貴省と一部有識者のみで検討・決定しており、決定手続きにも問題があります。
- (3) そのような新たな負担を、電気利用者（国民）への責任ある情報開示や国会の議

論もないままに決めて、託送料金に上乗せし、新電力事業者や電気利用者（国民）から徴収することは、憲法第29条（財産権）で保障されている財産権を侵害する不当なものです。

(4) 具体的に、以下のとおり問題があります。

- 一) 賠償負担金を託送料金に上乗せして徴収できるとする根拠規定がありません。
 - 1) 一昨々（2016）年7月28日に貴省より『「電気事業法施行規則」等の一部改正について』と題されて意見公募が公示され、それに対する533件の意見に対して、同年9月15日に結果公示がされ、同年9月28日に公布がされたと貴省のホームページに公示されています。
 - 2) 533件の意見の中で多く出された「賠償負担金を託送料金として徴収する根拠は何なのですか」という問いかけに対する貴省からの説明は、「電気事業法上、ユニバーサル料金など国民が広く公平に負担すべき費用を託送料金に含めることができる。賠償負担金はそれに当たる。」というものでした。
 - 3) 私たちは、それを疑問に思い、昨（2018）年3月9日付及び6月26日付の二度の『お問い合わせ』で、そのように貴職が説明される電気事業法上の根拠規定をお尋ねしました。
 - 4) それへの回答がようやく昨（2018）年12月28日に届けられました。貴職からの回答は、「一般送配電事業者の託送供給約款の認可については、電気事業法第18条において定められております。」でした。しかしながら、同法第18条は要旨「1. 一般送配電事業者は託送供給約款を定め大臣の認可を受けること。2. 約款によりがたい特別の事情があるときは大臣の認可を受けた料金にすることができること。3. 大臣は記載する各号に適合する時は認可をしなければならないこと。（中略）7. 他の法律の規定により支払うべき費用額の増加に対するものとして省令で定める場合は、料金その他条件を変更できること。8. 前項により条件を変更するときは大臣に届け出ること。」であり、これが「電気事業法上、ユニバーサル料金など国民が広く公平に負担すべき費用を託送料金に含めることができる」を説明する根拠事項であるとは考えられません。
 - 5) 昨年12月28日付回答には「賠償負担金については、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第七十七号）において、必要な措置を講じています。」ともありますが、仮にこれが電気事業法第18条第7項の適用を意味するとすれば、前提となる「他の法律の規定により」ということが欠落しています。
 - 6) 以上のとおり「電気事業法上賠償負担金を託送料金に含めることができる」というのは根拠のない説明と思われる。
- 二) 賠償負担金という大きな負担を国民に求める理由と目的が明確ではありません。一昨々（2016）年末から一昨（2017）年初めにかけて貴職が賠償負担金を検討したとする審議会で行ったこの負担金措置の理由や目的について説明や報道されたことと、一昨（2017）年2月に示されて現在説明される結論との間に大きな乖離があります。

- 1) 貴職は当初、この賠償負担金を「東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明された様子です。しかし、その後、それを否定して「原子力発電所事故の賠償への備えとして確保していなかった分(過去分)を回収するため」と変えています。
- 2) 私たちはこの矛盾について昨(2018)年3月と6月の『お問合わせ』で糾しました。しかし、現在まで貴職はそれについて頰かむりして、説明を放棄しています。
- 3) また、そもそもこの賠償負担金の議論が始まった契機として、一昨(2017)年1月10日付毎日新聞が「2016年9月、大手電力会社の業界団体幹部が、東京電力福島第一原発事故の賠償費用の大幅増を予測する試算をもとに、自民党議員と向き合った。費用が膨らむなら大手電力の負担も増えるとして、電力自由化で新規参入した新電力にも負担を求めることを要望した。経済産業省にも同じ資料を持参し、陳情した。これに先立つ7月、東京電力は福島第一原発の事故処理費用が大幅に増えると見通しを示し、政府に支援を要請した。5.4兆円から7.9兆円に増える賠償費の手当では重要課題だった。経産省は二つの有識者委員会を設けて9月末に議論をスタート。経産省の腹案は託送料と呼ばれる送電線利用料に上乗せするものだった。賠償の増加分を結果的に国民が広く負担する。決定に至る経緯を検証した。」と報じた記録をもとに貴職に「これは事実ですか。」とお尋ねしたところ、貴職からの回答は「報道にあるような要望については承知していません。」でした。
- 回答された部署である「電力・ガス事業部」の職員は「承知していない」のかもしれませんが、貴職も「承知していない」のでしょうか。新聞がこのような重たい事実を根も葉もなく書くはずはなく、貴職が本当のことを答えてくれているのかは疑問です。
- また、私たちが「こうした事実があったのですか」と尋ねていることに、貴職が「承知していません」と回答される意味ですが、これは、そうした事実があったということを語るものなのですか。
- 三) 内容についても、まず貴職が当初説明した「東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償費用増加に対応するため」についての疑問があります。これは原子力損害賠償制度の経緯に照らして不当ではありませんか。
- 1) 原子力損害賠償法(1961年)は、事業者が原子力発電事故への損害賠償責任を無過失・無限に負うと定めています。2011年に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故も同様です。その免責もありません。一方、事故への備えとしての保険は最大1,200億円だったとのこと。東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償責任を果たすには、端から足りていませんでした。
- 2) そのため、東京電力を破綻させぬことを主眼に弥縫で制定された原子力損害賠償負担支援機構法(2011年)によって、国の支援や、更に加えて東京電力以外の大手電力会社も負担金を出すことになったようです。そして、それ以降北陸電力と中国電力を除いて原子力発電を所有する各電力会社管内ではその負担金が電気料金原価に算入されている、ということをお尋ねしたところ、

- ました。つまり、この負担金がすでに電気利用者(国民)が知らないうちに、電気利用者(国民)に負担させられています。そして、こうした負担は電気料金の請求書や明細書にも記されていないようです。
- 3) それでも足らずに、今般の「賠償負担金」の検討が始まったようです。増大する賠償額への対処不能試算を受けて秘かに大手電力の業界団体である電気事業連合会と自民党議員と貴省の間で対処が検討され、2016年に審議会が起動し、託送料金の仕組みを用いたこの国民負担が模索され始めた、と前述の2017年1月10日付毎日新聞によって報道されています。
- 4) それが真実であれば、原子力損害賠償の基本にある「無過失責任」「無限責任」が事実上蔑ろにされ、東京電力が負うべき責任が無原則に国民負担にねじ換えられたこととなります。そして、そうできる根拠のないまま、それが託送料金で徴収されようとしています。
- 四) 次に、その後貴職が当初の説明を自ら否定して結論に用いられた理屈(過去に請求すべきであったものを回収するだけである)というのは、普通に暮らす一般の人々の社会的な常識や通念を真っ向から覆すものです。
- 1) 当初説明されていた「東京電力福島第一原発事故の賠償費用増加に対処するため」ということを否定して、「賠償の備えとして確保していなかった分(過去分)を回収するため」というような理屈に摩り替えられた、と私たちは考えています。そして、「その分を2010年までは電気利用者(国民)に請求していなかったでこれから請求する」という、つまり、後になって、事実として生じた東京電力福島第一原発事故の対処に要する費用を目にして、一方で、それを正面から理由とするのを回避した上で、「原発事故が起きたら賠償費用はこれ位かかるものだったのだ。そしてこれは事故が起こる前には分からなかった金額だから請求していなかったのだ。今計算したから請求する。」といった理屈は、一般社会の通念ではとうてい考えられないことです。
- 2) 百歩譲って、どうしてもそうせざるを得ないという判断があるならば、それに必要な情報の全容を明らかにすることが最初にされるべきです。そうした情報開示はなされているとは思えません。事実、電気利用者(国民)や新電力事業者のほとんどはこれを知りません。
- 3) さらに、いただいた回答には「福島の復興を支えるという観点・・・も勘案し」と、当初していた説明に似つかわしく見えさせる文言がありますが、そうであるとするれば、賠償費用について、何よりもまず、事故の責任を果たすべき当事者(東京電力の経営者)や業界団体、利益関係者(金融機関・株主・投資家他)等の責任が果たされるべきです。当然、国策として原子力発電を推進してきた貴省をはじめ国の責任も同様です。これらが一体どれ程責任を果たしているのかといった情報開示や、それでもこれだけ足りないのをお願いしたいといった真摯な発信はされていません。
- 4) その点で言えば、電気利用者(国民)に「過去に請求していなかったもの」なるものを計算して請求する以前に、むしろ、「過去に得た利益」を当事者や利益関係者ごとに計算して、その当事者や利益関係者からまず徴収することを

- やるべきです。それはされていないと思われず。
- (私たちは現在、原子力発電を重視してきた九州電力・関西電力・東京電力三社の設立からの歴年の有価証券報告書をあたっているのですが)これら当事者と利益関係者からの費用捻出ではなく、知らないうちに税金や電気料金や(今後は)託送料金で、この費用を国民や電気利用者あるいは新電力業者に負担させて(させようとして)いる経緯となっています。その一方で、国民の電気需要が満たされたと見做せる昭和40年以降にも、電気料金を通して、電気事業に必要な人件費・物件費以外に、固定資産の取得・銀行への元利支払・株主への利益配当・社債の償還等で、九州電力で2.4兆円超・関西電力で4.2兆円超・東京電力で8.3兆円超のお金が取得されている歴史のようです。
- 五) また、現在説明されている結論自体に矛盾があるという疑問を拭きません。
- 1) 貴職が説明する「過去分(=過去に請求していなかった分)」の計算が「上限2.4兆円」とされる一方で、賠償負担金の算定規則(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則)第26条の2に、この「増額」を規定する条項があることについての疑問です。
- 2) これについて、昨年12月の貴職回答には「(この規則は)当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、賠償の備えの不足分の総額のうち、託送制度を利用して回収を行うものとして示している約2.4兆円という額を変動させる趣旨ではない」とあります。
- 3) それならば、増額を認める同規則条項に「一 賠償負担金相当金の変動額」という一号があるのはどうしてなのでしょう。過去に請求しなかったという総額を計算し、2020年4月まで電気料金を通して回収するという額を計算し、前者から後者を引いた差額である「上限2.4兆円」が賠償負担金額だという説明からすると、上規則中にある「変動額」というのは何を示し、それを「引き上げようとすることを認める」というのは何を示すのでしょうか。それが分からないままでは、端から「上限」という言葉はあっても賠償費用が増加すれば任意に「増額」させていく考えなのかと思えてなりません。
- 六) 最後に、こうした決定のされ方の怖ろしさがあります。
- 1) こうした重大な結論を設計、決定するにあたり、2016年における貴省審議会では、少人数での数回・短時間の検討しかされていないようです。あまりにも性急で薄っぺらなものと云うしかありません。
- 2) 負担を求められる電気利用者(国民)からの検討参加は、2017年7月28日に「電気事業法施行規則等の一部改正に対する意見募集について」と題するパブリックコメントだけであり、しかも、8月26日締切りまでに533件も提出された多数の反対意見に対しても、それを頭から否定する結果公示が9月15日にあり、9月28日に命令等の公布がされた、というものです。
- 3) そして、これが貴職の命じる『経済産業省令第七十七号』となって、それによって、2020年4月から、事実上全国のほぼ全ての電気利用者(国民)から徴収されていくこととなります。実に怖ろしいあり方です。

(二) 廃炉円滑化負担金について

- (1) 貴職が決めたことされる「廃炉円滑化負担金」も「賠償負担金」に同じく、沖縄電力管内を除く全ての電気利用者(国民)が実質的に負担することになり、税金に等しいものです。そうであるにも拘わらず、これを託送料金に上乗せして徴収しようとするのは、そうできる法律上の根拠がないと思われず。憲法第84条(租税法律主義)に照らして問題があります。
- (2) 加えて、廃炉円滑化負担金をつくる目的と理由として、2013年以降につくられた「廃炉会計」を維持するためとされていますが、そもそものこの「廃炉会計」と言われるものが、「廃炉した原子力発電施設や核燃料等を資産として扱う」といった、通常の社会通念をもつ普通人たちが理解できない考えに立っています。原子力発電所の廃炉に、そのような会計制度を用いていることが驚愕の事実です。
- (3) この廃炉円滑化負担金も賠償負担金に同じく、原子力発電事業を行ってきた大手電力会社を優遇救済する中味なのに、優遇救済される側の大手電力関係者と貴省と一部有識者のみで検討・決定しており、決定手続きにも問題があります。
- (4) そのような新たな負担を、電気利用者(国民)への責任ある情報開示や国会の議論もないままに決めて、託送料金に上乗せし、新電力事業者や電気利用者(国民)から徴収することは、憲法第29条(財産権)で保障されている財産権を侵害する不当なものです。
- (5) 具体的に、以下のとおり問題があります。
- 一) 賠償負担金と同様に、廃炉円滑化負担金を託送料金として徴収できるとする根拠規定がありません。先述したとおりです。
- 二) 廃炉円滑化負担金の具体的な全容と負担額は明らかにされておらず、事実上、その負担額は白紙委任の状態です。電気利用者(国民)からの負担を求めるものとなっています。
- 1) 私たちからの「原子力発電事業者がそれを計算する算定ルールはどうなっているのか」「日本全体でどれ程の額が想定される見込みであるのか」とのお尋ねについて、貴職から「申請時点での簿価等を想定している」「総額は各原子力発電所の廃止の時期等によっても左右され、予断を持って答えることが困難です」と回答をいただきました。
- これから言えるように、原子力発電施設の廃炉費用自体がまず透明ではありません。一般に40年以上の取組みだと言われていますが、それに要する費用を確実に想定しているとは思えず、一体幾らになるのかが見通せないものとなっています。
- 2) 廃炉以後の取組みとされる低レベル放射性廃棄物の処分費用について、「解体引当金省令に規定する総見積額に含まれている。現時点で得られる知見等に基づき、合理的な金額が見積もられている」と回答をいただきました。つまり、原子力発電事業者が現在引き当てている「資産除去債務(2009年までは原子力施設解体引当金)」の計算に含まれていると理解しました。
- しかし、その金額には原子力規制委員会が定めた「低レベル放射性廃棄物の

処分当たっては300年以上の監視と10万円の保管を必要とする(2018年8月1日付毎日報道)」のに要する費用は含まれているのでしょうか。

繰り返しますが、「300年とか10万円の仕事」です。それを見積もって費用を立てているのでしょうか(喻えて言えば、徳川家康やクロマニヨン人たちがこの仕事をしてくださいと現世の人々に命じるような仕事です。命じた時にその費用を計算して指示しているとは考えられません)。

そしてこの仕事は「原子力事業者が取り組む」ということですが、そのことについて「廃炉円滑化負担金で賄われるのですか。想定した額を上回ったら、それが(前述の)廃炉円滑化負担金の変動額として増額されるのですか」とお尋ねしたことへの回答はいただけていません。私たちは、300年とか10万円の間に必要となる費用を誰がどのように負担することになるのかを知りたいし、それが廃炉円滑化負担金の内容にあたるのであれば尚更おかし、と申したいのです。

3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分費用について「平成29年度で3.8兆円。法律に基づき原子力事業者が負担しています。これは廃炉円滑化負担金の対象となりません。」と回答いただきました。大手電力会社の有価証券報告書を見ると電気料金原価に「特定放射性廃棄物処分費」という費目が含まれており、それがこれに当たるのだらうと理解しました。

そうした場合、3.8兆円という金額が単年度分なのか・積算額なのか回答からは分かりませんが、もし前者(単年度分)とすれば、この仕事が幾年を要することになるか知りませんが、原子力事業者はこれをずっと事業費用として負担しなければならない、つまり、そもそも電気料金の原価計算に含まれていくということでしょうか。あるいは、いずれは税金や他の何かで電気利用者(国民)が負担していくことになるのでしょうか。

4) 使用済核燃料再処理に係るもんじゅや東海再処理施設の廃止費用は「廃炉円滑化負担金の対象とならない」ことを貴職からも文部科学省からも回答いただきました。つまり、税金での国民負担になるのだらうと理解しました。また、使用済核燃料再処理等既発電費以外の核燃料再処理事業費を「託送料金で回収することは、現時点で検討はしていません。託送料金でこれまで回収した使用済核燃料再処理等既発電費は1兆円です」と回答いただきました。

ただし、「核燃料再処理事業費13.9兆円の内訳と使途、六ヶ所再処理工場建設に要する費用内容、東海再処理施設の廃止額1兆円の意味、核燃料再処理に係って電気料金で回収される額と託送料金で回収する額の区分基準とその額、託送料金で回収する使用済核燃料再処理等既発電費の残額」等のお尋ねについては回答をいただけていません。

懸念するのは「現時点で検討はしていません」という貴職からの回答の意味です。この先検討していくという意味でしょうか。そもそもこうした額がどれ位になるのか、税金であれ・託送料金であれ・電気料金であれ・いずれであれ、多額の費用を投じながら破綻に瀕している使用済核燃料再処理事業にどれ程の費用が投じられていくのかは、電気利用者(国民)にとっても重大な関心事です。それが知らされていない現実があります。

事です。それが知らされていない現実があります。

5) 廃炉費用積立のほとんどを他に流用していた日本原電について、「東海原発や敦賀1号原発の廃炉資金は日本原電で対応することが重要と認識しています。日本原電も廃炉円滑化負担金を申請できます。」と回答いただきました。

日本原電が対応できなければ東京電力に対してと同様に、それを優遇救済する動きになるのでしょうか。また、日本原電は電気利用者(国民)ではなく大手電力会社に原発電気を売る会社であることから、一般送配電事業者のような託送料金の仕組みを使っていないと思いますが、日本原電が申請した廃炉円滑化負担金は誰からどのように徴収していくのでしょうか。

6) 以上のような概括的な疑問に加えて、有価証券報告書にある「資産除去債務(従前の原子力施設解体引当金)」「原子力廃止仮勘定」と、「廃炉円滑化負担金」及びその前提と言われる「廃炉会計」の関係性が(2回の回答をいただきましたが)よくつかめません。あらためて別の機会に説明をいただくつもりです。

7) 賠償負担金額はそれでも「上限2.4兆円」という数字が示されています。しかし、廃炉円滑化負担金額は上に述べたとおり「白紙委任」の状態です。加えて、算定の結果が廃炉円滑化負担金として幾ら電気利用者(国民)に負担させられることになるのか・なったのかを点検、検証する術は当事者である商用原子力発電事業者と国にしかありません。それなのに、算定した結果を電気事業者(国民)に負担させる設計です。

8) 加えて、廃炉円滑化負担金もまた、随意にその「増額」ができると算定規則第26条の2に定められようとしています。

3) 原子力発電廃炉の会計制度の経緯も、通常の社会通念で普通の人が理解できないものとなっています。

1) 2009年に決定された中部電力浜岡原子力発電1、2号機の廃炉について「特別損失は同社の判断で行われた。当該特別損失額は、廃炉円滑化負担金の対象外となっています。」と回答いただきました。つまり、これまで電気料金中に含まれ、電気利用者(国民)が負担していた廃止施設解体引当金をもとにこの廃炉費用は捻出され、何らかの不足費用については会社が特別損失を計上していくという、社会通念に照らして普通の人たちが理解できる会計処理がされていました。東京電力の有価証券報告書のみならず、2011年に決定された東京電力福島第一原発の廃炉の会計処理も同様であったと思われます。

2) ところが、2013年の貴省内「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」による報告書をもって、「廃炉と発電は一体である」と新たな理屈が出されました。そして、本来特別損失計上すべき廃止原子力発電施設の多くが、その減価償却分を電気料金で回収することを目的に資産化されることになりました。さらに2015年には、全ての廃止原子力発電施設に加えて核燃料等もそうした資産の対象に加えられました。これにより原子力発電所の廃炉によって大手電力会社は1円の損失もせず、むしろ、すべてが資産化されることになりました。

3) この制度の前提にある「資産除去債務(従前の原子力施設解体引当金)」の考えは、有形固定資産の除去(廃止)に先立ってその取得(建設)時点からその除去(廃止)必要額が内外に見えるようにしておくというものと理解していますので、それ自体が問題だとは考えません。

しかし、「資産除去債務」の採用以前に、電気事業においてはそれを先取りするように「原子力施設解体引当金」制度がっており、その必要額は電気料金原価として電気利用者(国民)から徴収されて、その積立をもとに原子力発電所の廃炉を行うというルールが存在していたのです。そして、中部電力の浜岡第1、第2原発も、事故を起こした東京電力福島第一原発も、そのルールで、引当金積立を用いて廃炉費用を賄う、何らかの足りない分を特別損失計上処理する、となっていたのです。

一方、例えば2015年に発表された九州電力の玄海1号原発も「廃炉費用の見積りは365億円。その9割超の338億円を引当済み。残る26億円を定額で引き当てる予定だ」「廃炉会計ができたので廃止を判断した」と発表されていることから分かるように、廃炉のための費用をすでに電気料金として徴収してきており、中部電力同様に、積立不足などは会社が特別損失金として負担するということは出来ないことではなかったはずですが。

しかし、(これについては貴職から回答いただけていないのですが)この26億円に相当する額が2020年4月から廃炉円滑化負担金として徴収されることになるのかと推測されます。中部電力や東京電力が行った、会社が事業用資産を廃止する時計上するのが当然の損金処理といったことをしなくすむように、この新たな「廃炉会計」がつけられている面は間違いなくあると言えます。

4) 加えて、これは現時点推測ですが、「資産除去債務」は、当該負債に対応して計上する除去費用に関して「債務として負担している金額を負債計上し、同額を有形固定資産の取得原価に反映させる処理をする」ものだと聞いています。これは、これまで電気料金が総括原価方式(すべての費用とあらかじめ計算した利潤を足し合わせて算出する)に基づくことから、原発のような高額の施設を持つほどに利潤(所有固定資産額に金利を掛けて算出)が増え、料金原価にできる一方で現金が減らない減価償却費も増えるという構造があったように、廃炉した原子力発電所にもそれが当てはめられることができ、言わば廃炉によっても「儲ける」ことができるようにならないのでしょうか。もし間違いであったらご指摘をお願いします。

5) こうして、長年にわたって「原発が一番安い」と言われ、「廃止後のお金もきちんと準備しています(引当しています)」とされてきた原子力発電について、そのように社会に発信してきたことが正しかったのかといった検証と反省もない中で、社会通念に照らして普通の人たちが理解できない「廃炉と発電は一体である」という理屈に任せた会計処理が始まったのだと思います。それまで、中部電力も、事故を起こした東京電力も、こうした常識崩しのようなやり方ではなく、社会に存在している事業者が果たすべき責任とルールに基づいて

原子力発電施設の廃炉をやっていく構えでした。他の大手電力が同じようにやるのはごく当たり前のことだったのです。それが覆されました。

6) この延長に、電気事業が全面自由化となる2020年以後原子力発電事業者の電気を利用しない電気利用者(国民)からも託送料金の仕組みを通して廃炉費用を徴収すると決められたのが、この「廃炉円滑化負担金」です。この理屈も「過去に原子力発電の電気を利用してきたから請求する」というものです。利用している時には、誰もそのような情報も告知も受けていないのです。それなのに、こうしたというのは社会通念に照らして普通の人たちが理解できることとは、あまりにもかけ離れています。

7) 貴省からは廃止円滑化負担金を設ける理由として「原子力発電事業者が廃炉を躊躇しないようにするために廃炉会計を設けており、自由化の進展に対応して新電力事業者に変える消費者が増えていくことを鑑みて、これまで電気を使ってきた電気利用者(国民)にもこの制度を維持するための費用負担をしてもらうこととした。」という説明が一貫してされています。しかし、例えば通信の自由化にせよ、他の何にせよ、「自由化」を進めるというのは、それまで支配的に事業を独占してきた企業はそれまでの保護や優遇がなくなっていく荒波を乗り越える努力する中で、それらと新たに登場する新事業者とが公平な競争をしていくと考えるのが普通です。電力事業に関しては、とりわけ原子力発電に関してだけは、電力自由化の期に及んでも、もっと言えばそれを逆手に取るように、こうした手厚い優遇救済が実際に取り続けられている、それは不当なことだと考えています。

四) そして、こうした決定のされ方は賠償負担金と同様に怖ろしいものです。2016年における貴省審議会の議論は限られた人たちによる数回・短時間の検討しかなく、負担を求められる電気利用者(国民)からの検討参加も無いに等しく、実質税金に等しい負担が、情報開示や国会の議論もなく、貴職の命じる『経済産業省令第七十七号』として決められました。これも、国民主権を蔑ろにしたうえで、憲法第29条(財産権)で保障されている新電力事業者や電気利用者(国民)の財産権を侵害するものです。

二. 託送料金をその本来の姿である送配電網の維持に係る費用に対するものとするべく見直しを行ってください。

1. 託送料金は送配電に要する費用を負担するもの、いわゆる「電線使用料」である、と承知しています。
2. しかるに、その託送料金に、現在「電源開発促進税」と「使用済核燃料再処理等費」全額が原価として算定されています。これらは原子力発電に要する費用です。それを託送料金に含めることを無くすよう、見直しをしてください。
3. また、私たちは独自に、九州電力・関西電力・東京電力三社の「託送料金原価」とその元になる「電気事業経費」との比較調査を進めていますが、その中で、①これは送配電費用として託送料金原価になるものなのだろうか、②これは本当に送配電部門費用として適正な算定(配賦)率なのだろうか、③見直しとして認可される託送料金

原価を事後に実際に発生した事業経費額と照らして点検や検証がされているのだろうか、といった疑問を生じさせるものが幾つか生じています。点検や検証を行って、本当に適正と言える託送料金にしていくことが必要ではないでしょうか。

4. これらの作業を通して、私たちは、今後青天井のように、原子力発電の費用、とりわけ「バックエンド」と言われるものの費用が増えていくこと、それらの多くの費用の備えがされていないということを知ってきました。今後、こうした費用の中味を明らかにして、貴省が今でも「原子力発電のコストが安い」と言われていることが正しいかどうかを検証し、もし正しくないのならそれを速やかに明確に訂正することをまずお願いしたいと考えます。そして、こうした費用を今後、これまでなされてきたようなロジックを用いて、新電力事業者や国民（電気利用者）が知らないうちに託送料金に転嫁するようなことが無いようにしてください。

(一) 電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費について

- (1) 電源開発促進税は「電源開発促進税法（1974年）」で、使用済燃料再処理等既発電費は使用済燃料再処理等発電費や使用済燃料再処理等準備費とともに「使用済燃料の再処理に関わる法律（2005年）」で決められたものであり、いずれもその後電気料金原価に算定されるようになっており、と承知しています。
- (2) 電源開発促進税は、「平成23年度決算において、明確に電源ごとに内訳を算出することができる事業等に係る支出については、原子力発電等関係は約3,442億円、火力発電関係は約9億円、水力発電関係は約63億円である」（『衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書』）という政府からの説明に明らかとあり、その圧倒的大部分は原子力発電等関係に支出されているものです。また、使用済燃料再処理等既発電費は100%原子力発電事業に要する費用です。
- (3) これらが電源開発促進税法や使用済燃料の再処理に関わる法律によって、電気事業経費として電気料金中に含まれ、電気利用者（国民）が負担するものとなってきた経緯については認めなければならないのだからと考えています。それにしても、これらが「再生可能エネルギー賦課金」がされているように電気料金明細書に明示されることなく（使用済燃料再処理等既発電費は一部の電力会社では掲載されているようですが）、実際に負担する電気利用者（国民）が自分たちが負担していることが分からないようにされている点は問題です。そして、最近になって「再生可能エネルギーの国民負担が多すぎる。問題だ」と言わんばかりの風潮が一部に見られるのと対比的に、この二つの負担のようなことは何も取り上げられない状況は不公平です。
- (4) 電力自由化を進展させていく中、それらが、貴省の省令（『電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令』）でもって、全額が託送料金に含まれるものに変えられたという点については認めたいと考えています。これらはどう考えても、送配電網の維持のための費用ではなく、発電、とりわけ原子力発電に要する費用です。

- (5) 仮にこれらが、賠償負担金や廃炉円滑化負担金と同様に、「電気事業法上、ユニバーサル料金など、消費者が広く公平に負担する費用を含めることができる」に当たると言われるとしても、前述したとおり、電気事業法にその根拠となる規定は見当たりません。
- (6) また、使用済燃料再処理等発電費や使用済燃料再処理等準備費は電気料金原価であり続ける一方で、使用済燃料再処理等既発電費だけが託送料金に転嫁されるようになってきました。賠償負担金や廃炉円滑化負担金の説明で用いられている「過去に原子力発電の電気を利用してきたから」という理屈で、「過去分＝既発電分」と見做してそうしているのかもしれませんが、しかし、前述したとおり、「過去の請求」というのは社会通念に照らして普通の人たちが理解できることではありません。
- (7) 私たちが調べた限りでは、電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費が送配電の費用に含まれる理由は見当たりません。したがって、これも憲法第29条（財産権）で保障されている新電力事業者や電気利用者（国民）の財産権を侵害するものとなっていないでしょうか。これらを託送料金に含めるのを止めて、原子力発電の発電コストと正確に算定し、それをきちんと原子力発電電事業者が負担するものとするように見直してください。

(二) 託送料金は本当に送配電費用として適切な算定となっているかの検証について

- (1) 私たちは、独自に東京電力・関西電力・九州電力の大手電力三社の第一期からの有価証券報告書を当たった上で、平成25～27年の三カ年の託送料金原価と電気事業経費を、費目毎に想定計算による託送料金原価と実績ベースでの電気事業経費の割合の比較を行い、かつ、三社間での比較も行ってみました。また、この間、九州電力と関西電力にその点でのお尋ねも行ってまいりました。
- (2) そうした中で、①これは送配電費用として託送料金原価になるものなのだろうか、②これは本当に送配電部門費用として適正な算定（配賦）率なのだろうか、③見通しとして認可される託送料金原価を事後に実際に発生した事業経費額と照らして点検や検証がされているのだろうか、といった疑問を生じさせるものが幾つか生じています。点検や検証を行って、本当に適正と言える託送料金にしていくことが必要ではないでしょうか。
- (3) 最低と言えることとして、見積額として認可される託送料金原価算定を事後に検証していないことは良くないと考えます。（この評価は功罪半ばしてきたと思うのですが）電気料金算定の仕組みであったところの「総括原価方式（投じるつもり費用+あらかじめ計算された利潤＝電気料金）」のやり方が、2020年に予定される電力全面自由化によって、電気料金の算定からなくなります。しかし、託送料金を算定するやり方としては残されます。そうした場合、総括原価方式のもつ功罪の両面をよく振り返って、託送料金の算定内容が適正であるかないかの検証という作業は欠かせないはずだと思います。少なくとも、今のあり方は見直してください。
- (4) 貴職からの昨年12月の回答によれば「電気事業法第19条に基づき、経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、認可を受けた料金その他の供

給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができること等を定めており、託送料金の適正性について、事後的に評価を行う仕組みとしております。」とあります。

その趣旨にもとづいて、見積りとして認可される託送料金原価算定を厳密・継続的に事後検証することに取り掛かっていただきたいと要請します。

(三) 原子力発電コストの正確な計算と公開、託送料金の仕組みを用いて原子力発電に関わるさらなる新たな負担金などを作らないことについて

- (1) 私たちは、チェルノブイリ原子力発電所事故や東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな災禍を見て、人の生命と環境と暮らしを損なう原子力発電所を無くしたいというグリーンコープ生活協同組合の組合員の願いをもとに設立された新電力事業者です。原子力発電に頼らない自然エネルギーの発電所づくりや、原子力発電ではない電気の共同購入運動を始めました。そうした中で、原子力発電から逃げようとしても、託送料金（電線使用料）の名の下に、それに原子力発電の費用が転嫁されている事実があることを少しずつ知ってきました。
- (2) その私たちは、もとより、福島の復興が必要であることや、全国に50有余ある原子力発電所をきちんと廃炉させていく必要があることを承知していますし、そのために費用が準備されていなくて、それを準備していかなければならない時、同時代を生きる国民の一人ひとり・新電力事業者として、それをどうしていくかを真剣に考えていかなければならない事を承知しています。私たちだけが賠償負担金を払いたくなく、廃炉円滑化負担金を払いたくない、電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を払いたくない、と言っているわけではありません。
- (3) しかし、そのように真剣に考えていかなければならない問題であるにもかかわらず、あまりにも、原子力発電を推進した人たちが事業者、それで大きな利益を得てきた人たちが事業者、事故を起こした当事者や利害関係のあった人たちが事業者たちの果たすべき責任が果たされておらず、この大きな問題を考えるに必要な情報がほとんど明らかにされていない中で、原子力発電事業者を優遇救済するために、一部の人たちが社会通念とはかけ離れた理屈を頭でひねり出し、これらは電気を利用してきた国民の責任ですと言わんばかりに問答無用に付回しされるのを止めてほしい、と言っているのです。
- (4) そして、そうしないと、電力自由化の本来の趣旨を貫くこともできないはずですが。電力自由化は、（言葉は厳しいですが）長年に亘って電気事業を地域独占してきた大手電力会社の一極支配を無くして、様々な電気事業者がより良い電気の供給を目指して、自由に競争していこうというものです。
- (5) 私たちは、こうして声を挙げ、貴省や大手電力会社から説明をうかがい、また話し合いをもつことを通して、原子力発電の正確なコストが明快に公開され、その中で託送料金も、本来そうあるべきところの、送配電費用を全ての電気事業者が平等に負担するものとなるのを願っています。
- (6) そのようにならず、このまま、なし崩しのようにして、2020年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が現実化していくとなると、（これも言葉は厳しいですが）

それに味をしめて、これからも託送料金の仕組みを悪用して、本来原子力発電事業を行う大手電力会社等が負担すべきで電気事業者（国民）に負担させるべきでないものを、電気利用者（国民）に負担させていくことにつながっていくのではないかと心より懸念します。

- 前述したとおり、原子力発電については、失敗に終わりツケが2兆円にもなると言われ始めている「核燃料再処理事業」や、当初1兆円とされていたが現時点では2兆5千億円と増加し、それどころではなく50～70兆円に膨れ上がるのではないかとこの研究発表すら出ている「東京電力福島第一原子力事故の対処総事業」など、これからも膨大な費用増が考えられるものがあります。前述しましたが、放射性廃棄物の検査・管理費用を300～400年もの間、あるいは10万年の間、誰に負担させるつもりなのでしょう。これらは「原子力発電は安全」「原子力発電が無いと電気が足りなくなる」「原子力発電は安い」と言ってその事業を行ってきた事業者や推進してきた人たちが責任をもって対処すべき事柄ではないのでしょうか。仮にそれができないのであれば、そうした費用を明確にして、それらを誰がどう負担していくかといったことを、電気事業者も電気利用者（国民）も考えられるようにならないといけません。本当に必要な費用は、国や電力会社が自分たちだけで勝手に決めるのではなく、責任の明確な開示と情報の透明な開示をされたうえで、電気事業者（国民）も一緒に決められるようにしてください。それらを安易に託送料金に載せて新電力事業者やその電気利用者（国民）の財産権を侵害したり、分らないうちに国民の税金を回すこと等がないようにしてほしいと願います。
- (7) なお、この点については、私たちからのお尋ねに対して貴職から相応に回答と説明もいただきました。ただし、まだ「全体像」がよく分かりません。その上で、貴職からの回答を見ておぼろげに感じるのが「机上と実体の乖離」です。この点については、この間いただいた回答や私たち自身の調査や報道された事実を総合的に表化するなどの作業を私たち自身でももう少し行ってみたいし、その検証もお願いしたいと考えています。

なお、私たちの理解が及ばずに間違い等があったら、忌憚なくご指摘もお願いいたします。

以上

2月20日、経済産業省に「陳情書」に関して重ねてのお願いを届けました

経済産業省
経済産業大臣 世耕弘成様

2019年2月20日

本年1月10日付『陳情書』に関して重ねてのお願い

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 向春の暁、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年1月10日に貴省にお届けした『陳情書』並びに『陳情書に関するお願い』について、以下のような経緯となっております。

- ① 1月10日、当社専務大橋より、貴省電力産業・市場室 小西課長補佐様にお電話し、2月8日に回答をお願いしたいと検討をお願いし、課長補佐様よりその旨了解の返事をいただきました。
- ② 2月8日までに書面でも口頭でもご返事（ご回答）が無かったため、2月13日に大橋より課長補佐様にお電話をさしあげました。
- ③ 担当者様が出られて、要旨として「連絡が遅れて申し訳ない。話し合いの場は控えていただきたい。（陳情書への）回答を届ける目処について2月18日に連絡させてもらう」とお聞きしました。
- ④ 2月18日18時過ぎに大橋より担当者様にお電話し、ご不在でしたので連絡を待ちましたが無く、20時にもう一度お電話し、折り返し20時半頃にお電話をいただきました。
- ⑤ お伝えされたのは「内容的に量があるため、回答に時間がかかる。先の回答に3ヶ月かかったため、今回も3月末か4月になると思う」ということでしたため、大橋より、担当様一人での対応とせず組織的に対応いただきたい旨を述べ、回答期日を3月29日（金）とすることを申し、担当様より「そのように努力する」旨回答をいただきました。

上の経緯を見て、貴省にて以下の問題をどうか省みてください。

- ① 私たちからの2回（昨年3月9日・同6月26日）の『お尋ね』に対応がきちんとされないことにつき、三度（昨年5月18日・同12月3日・同12月18日）の苦情を貴省に届けてきました。それにも拘らず、今度もまた同様の対応となりつづきます。
 - ② この間も申してきたように、貴省の組織として、連絡の約束を守り・回答の先延ばしをしない、とはなっていない。
- ※ 2月13日担当者様が電話口で、しきりとご自身の責任で遅れている旨を申

されていましたが、私たちはそのように考えていません。貴省の責任だと考えています。

- ③ 最後に、最大の問題ですが、そもそも「あれよあれよ」といううちに「託送料金に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を上乗せする」と省令改定を行った貴省が、私たちの『お尋ね』や「それを止めてほしい」とする『陳情』への回答に3ヶ月（昨年12月の回答は6ヶ月）も時間をかけるのは、まったく理解できません。

※ この省令案は、2017年7月28日に貴省からパブリックコメント募集案内が発せられ、8月26日に募集が締切られ、533件の意見への応答が9月15日に発せられたものです。その間、20日間です。

そして、この省令案は貴省が2016年秋から2017年2月にかけて省内の委員会で「（貴省いわく）十分に議論して」打ち出したものです。

それに関するお尋ねや意見にこれだけの時間を要した回答をするというのは、私たちのお尋ねや意見にきちんと対応しようとする貴省の姿勢が、この省令は実は十分に練られた内容となっていないか、いずれかの表れと思えます。

受けて、貴省が平成29年2月6日に発された『適正な電力取引についての指針』の精神に則って、貴職に対して、私たちからの本年1月10日付『陳情書』に関して改めて次のとおり、お願いをいたします。

- 一. 1月10日付『陳情書』へ、貴省の組織として、速やかな回答をお願いします。
- 二. 最低でも、3月29日（金）を守ってください。
- 三. 改めて、『陳情書』に関して話し合いの場を設けることをお願いします。

以上の三点について、書面にて三週間後の本年3月12日までにご回答をお願いします。

謹白

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美 様

平成31年3月

1月10日付ご送付いただいた件につきまして

標題件につきまして、別添のとおり回答申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願いたします。

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
03-3501-1748

一. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について

これまでにお答えしたとおり、賠償の備えの不足分については、自由化の進展に伴って新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。このことは、審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものです。

御指摘の2017年1月10日毎日新聞の報道に関して、こちらもお答えしているとおおり、弊省として、報道にあるような要望については承知しておりません。

御指摘の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（2020年4月1日施行）第26条の2における「賠償負担金相当金の変動額」や「次に掲げる変動額を基に引き上げようとする場合」の規定は、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第3条から第26条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、賠償の備えの不足分の総額のうち、託送制度を利用して回収を行うものとしてお示ししている約2.4兆円という額を変動させる趣旨のものではありません。

廃炉円滑化負担金の総額については、お答えしたとおり、各原子炉の廃止の時期等によっても左右されるものであり、予断を持ってお答えすることが困難ですが、本件に関する公開の議論を行った「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 財務会計ワーキンググループ」において、当時、計画外廃炉をした原子炉の当該時点の対象額をお示ししております。

原子力発電施設の解体に要する費用は、解体引当金省令に基づき、低レベル放射性廃棄物の処分費用や必要となる管理費用を含めて算定しており、これらの費用は、原子力事業者が負担することが原則です。

高レベル放射性廃棄物の最終処分費用や使用済燃料の再処理費用は、原子力事業者が負担することが原則です。廃炉円滑化負担金に係る措置については、全面的な自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するための措置であり、廃炉に伴って一括で生じない高レベル放射性廃棄物の最終処分費用や使用済燃料の再処理費用は、廃炉円滑化負担金の対象とはなりません。

御指摘の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（2020年4月1日施行）第26条の2における「廃炉円滑化負担金相当金の変動額」や「次に掲げる変動額を基に引き上げようとする場合」の規定は、賠償負担金相当金と同様、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第3条から第26条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、「随意にその増額ができる」とする趣旨のものではありません。

資産除去債務については、一般的な会計基準である「資産除去債務に関する会計基準」にしたがい、各事業者の責任において計上しているものと承知しておりますが、同基準にしたがい計上される資産除去債務相当資産については、小売規制料金原価を構成しておりません。

二. 託送料金について

これまでにお答えしているとおおり、現行の託送料金に関する考え方は、有識者による審議等を踏まえたものです。こうした考え方や電気事業法の規定に基づき、託送料金の適正性については、事後的に評価を行う現行の仕組みの中で、適切に対応してまいります。

3月29日、経済産業省資源エネルギー庁より回答が届きました

九州電力株式会社
代表取締役社長 池辺和弘様

託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 向春の朝、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2016年10月以来「託送料金」に関するお尋ねをさせていただき、そのご回答・ご説明をいただいております。ありがとうございます。
このたび新たにお尋ねしたい事柄が生じてきましたので、お尋ねいたします。今回もまた、ご回答をよろしく願いいたします。

記

- 一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。
- (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
 - (二) ところで御社は2015年3月18日に玄海原発1号機の廃炉を、本年2月13日に同2号機の廃炉を決定されています。これに伴って2020年4月からの託送料金(廃炉円滑化負担金)にどんな影響が及ぶかを確かめたく、以下をお尋ねします。
 - (1) 御社からの発表や報道で分かっていること。
 - 1) 2015年3月廃炉決定の玄海原発1号機について。
 - ① 廃炉にかかる期間は2017年開始から2043年度まで(26年間)、費用を365億円と見積もっていること。
 - ② その9割超の338億円を2017年3月期までに積み立てていること。
 - ③ 残る約26億円を2017年から8年かけて定額で引き当てる計画としていること。
 - ④ 費用が想定どおりであれば財務への影響は限定的と考えていること。
 - ⑤ 2015年3月に経済産業省が「廃炉を円滑に進めるための会計制度」を決めたことも考慮して決定したこと。
 - <注>2015年3月18日御社発表と2017年7月13日日本経済新聞記事によります。
 - 2) 本年2月決定の玄海原発2号機について。
 - ① 廃炉にかかる期間は約30年間、費用を365億円と見積もっていること。

5億7千万円)で、その後、年々それが増額し、最終的に『第55期(昭和53年4月~54年3月)』22頁の「1331億7千万円」でした。年々総工事費が増えて最終的に当初予算額の249%・876億円増となっていると理解していました。

上の記事の「1200億円」と有価証券報告書記載の「1331億円」のいずれが正確を確認させて下さい。

- (三) 御社のお考えを聞かせてください。
社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

- 二、同じく2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。
- (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに賠償負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。経済産業省が出している資料によれば、1kwh当り0.07円×電力使用量相当額が想定されるとのことでした。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
 - (二) 以下を具体的にお尋ねします。

【質問1】
端的にお尋ねしますが、2020年4月から「託送料金への上乗せ(賠償負担金発生)」は生じるのですか。

【質問2】
① 「託送料金への上乗せ(賠償負担金発生)」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
② また、その額はどのようにして算定されるのかを教えてください。

- (三) 御社のお考えを聞かせてください。
社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

以上につきまして、3月22日(金)までに書面にてご回答をお願いいたします。

敬具

- ② その9割近くの316億円を引き当て済みであること。
 - ③ 今後の原子力規制委員会の審査で金額が上ぶれる可能性もあること。
 - ④ 解体後の低レベル放射性廃棄物の処分場所未決定で今後探していくこと。
<注>2019年2月13日御社発表と同日夕と翌朝の西日本・読売・日本経済・朝日・毎日記事によります。
- (2) お尋ねしたいことは次の5項目です。

【質問1】
端的にお尋ねしますが、これら2機の廃炉費用に関わって、2020年4月から「託送料金への上乗せ(廃炉円滑化負担金発生)」は生じるのですか。

【質問2】
① 「託送料金への上乗せ(廃炉円滑化負担金発生)」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
② また、その額はどのようにして算定されるのかを教えてください。

【質問3】
基礎的な会計上のお尋ねです。
① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書(平成29年度)』103頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」2,183億6,200万円なのですか。
② 2機の廃止に際して発表されている「9割超の338億円」とか「9割近くの316億円」等の額は、この中に含まれている額ですか。
③ この間の発表(原発各機毎に廃炉想定額と積立額が出る)から考えて、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。
④ その場合、残る玄海原発3・4号機と川内原発1・2号機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えてください。現時点のもので構いません。

【質問4】
① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であって、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。
② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

【質問5】
正確な数値を確認するためのお尋ねです。
玄海2号機の「当初の建設費が約1200億円」という記事(2月13日朝日)がありました。私たちは以前御社『有価証券報告書』で各原発の建設費を確かめておりました。
そうしたところ、玄海原発2号機の総工事費掲載は、初出が『第44期(昭和47年10月~48年3月)』20頁「設備計画(工事計画)」中の「45

3月22日、九州電力より、お尋ねに対する回答が届きました

別紙

2019年3月22日

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野 千恵美 殿

九州電力株式会社

託送料金に関するご質問への回答について

拝啓 春分の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当社事業に
対し格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、2019年2月22日付文書(件名「託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負
担金と賠償負担金についてのお尋ね」)にて受領しました貴社からのご質問について、
別紙のとおりご回答申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

Table with 2 columns: No. (質問【貴社文書から抜粋】) and 回答. Contains questions 1, 2, 3, 4 and their corresponding answers regarding electricity transmission fees and decommissioning costs.

Table with 2 columns: No. and 質問【貴社文書から抜粋】. Contains questions 4, 5, 6, 7 regarding asset removal liabilities and decommissioning costs.

Table with 2 columns: No. and 回答. Contains questions 8, 9 regarding transmission fees and decommissioning costs.

以上

4月15日、九州電力より届いた回答について重ねてお尋ねを届けました

2019年4月15日

九州電力株式会社
代表取締役社長 池辺和弘様
託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね(二)
一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 盛春の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2019年3月22日に、小社からのお尋ねにご回答をくださり、ありがとうございます。いただいたご回答を受けて、重ねてお尋ねをお届けいたします。よろしくお取扱いをお願いいたします。

記

一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。
※ 便宜上、御社が「ご回答」別紙に附してくださったNoをそのまま使います。

【No 1及びNo 2について】

- 1) 廃炉円滑化負担金額はおそらく原発を有する電力会社毎に異なると思われるのですが、その理解で間違いはないですか。
- 2) その場合、経済産業大臣が一般送配電事業者に対して行なう「通知」というのは、御社から何か「報告」のようなものが経済産業大臣になされ、それに基づいてなされることになるのですか。そうした「報告」はいつ頃なされるのですか。
- 3) 経済産業大臣からの「通知」とは、どのようなものなのですか。その「通知」はいつ頃まらうのですか。
- 4) 御社から経済産業大臣への新しい料金「申請」はいつ頃なされるのですか。
- 5) それへの経済産業大臣からの「認可」はいつ頃なされるのですか。
- 6) その「認可」がおりて、御社の新しい「約款」ができるのはいつ頃なのですか。そして、御社から小社へのその報告(説明)は、具体的に今年から来年4月にかけてのいつ頃どのように行なわれるのですか。

【No 3ないしNo 5について】

- 1) 御社からこの廃炉円滑化負担金の請求を受ける場合、その額は、御社が廃炉を決定されている玄海1号機及び2号機の廃炉費用に係るものと考えてよいのですか。
- 2) 「低レベル放射性廃棄物」も廃炉費用(原子力発電施設解体体引当金)に含まれているとの回答について、低レベル放射性廃棄物の処分に関する決まりが「300~400年間の検査と10万年の保管をする」と聞いているのですが、そうした長年月に亘る費用を計算できているのですか。また、その計算の根拠があれば教えてください。

- 1 -

【No 6について】

- 1) 御社の考えは、経済産業省令に「一般送配電事業者は廃炉円滑化負担金を接続の相手から回収しなければならない」とあるからそれに基づいて行なう、御社独自にこれは原発を有してきた御社として負担するという考えは持たない、であると理解して間違いはないですか。

二、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。

【No 7及びNo 8について】

- 1) 賠償負担金額はおそらく経済産業省が示している1kwh当り0.07円になると思われるのですが、その理解で間違いはないですか。
- 2) 経済産業大臣が一般送配電事業者に対して行なう「通知」というのは、御社から何か「報告」のようなものが経済産業大臣になされ、それに基づいてなされることになるのですか。そうした「報告」はいつ頃なされるのですか。
- 3) 経済産業大臣からの「通知」とは、どのようなものなのですか。その「通知」はいつ頃まらうのですか。
- 4) 御社から経済産業大臣への新しい料金「申請」はいつ頃なされるのですか。
- 5) それへの経済産業大臣からの「認可」はいつ頃なされるのですか。
- 6) その「認可」がおりて、御社の新しい「約款」ができるのはいつ頃なのですか。そして、御社から小社へのその報告(説明)は、具体的に今年から来年4月にかけてのいつ頃どのように行なわれるのですか。

【No 9について】

- 1) 御社の考えは、経済産業省令に「一般送配電事業者は賠償負担金を接続の相手から回収しなければならない」とあるからそれに基づいて行なう、御社独自にこれは原発を有してきた御社として負担するという考えは持たない、であると理解して間違いはないですか。

以上につきまして、5月15日までに書面にてご回答をお願いいたします。もし差し支えがなければ、説明や意見交換を出来る場を設けていただければ幸いです。その点のご検討もよろしくお願い致します。

敬具

- 2 -

2月22日、グリーンコープより関西電力にお尋ねを届けました

2019年2月22日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂樹 様

託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 向春の朝、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
2017年7月と10月に御社に「託送料金」に関するお尋ねをさせていただき、そのご回答・ご説明をいただきました。ありがとうございます。
このたび新たにお尋ねしたい事柄が生じてきましたので、お尋ねいたします。今回もまた、ご回答をよろしく願いいたします。

記

- 一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。
 - (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
 - (二) ところで御社は美浜原発1・2号機及び大飯原発1・2号機の廃炉を決定されています。これに伴って2020年4月からの託送料金（廃炉円滑化負担金）にどんな影響が及ぶかを確かめたく、以下をお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、これら4機の廃炉費用に関わって、2020年4月から「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」は生じるのですか。

【質問2】

- ① 「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
- ② また、その額はどのようにして算定されるのかを教えてください。

【質問3】

- 基礎的な会計上のお尋ねです。
 - ① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書（平成29年度）』87頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」4,354億2,000万円なのですか。
 - ② 4機の廃止想定額とそれのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。
 - ③ また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。
 - ④ その場合、残る美浜原発3号機と大飯原発3・4号機と高浜原発1～4号

機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えてください。現時点のもので構いません。

【質問4】

- ① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であり、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。
 - ② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。
- (三) 御社のお考えを聞かせてください。
社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。
- 二、同じく2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。
(一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに賠償負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。経済産業省が出している資料によれば、1kwh当り0.07円×電力使用量相当額が想定されるとのことでした。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
- (二) 以下を具体的にお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、2020年4月から「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」は生じるのですか。

【質問2】

- ① 「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
 - ② また、その額はどのようにして算定されるのかを教えてください。
- (三) 御社のお考えを聞かせてください。
社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。
- 以上につきまして、3月22日（金）までに書面にてご回答をお願いいたします。

敬具

関西電力からの回答説明の場 報告(記録)

日時：2019年4月1日（月）10：30～11：50
場所：大阪府北区中之島3-6-16「関西電力株式会社」本店

出席者：関西電力
送配電カンパニー 託送営業部 ネットワークサービスセンター（2名）
送配電カンパニー 企画部 託送原価グループ（2名）
エネルギー・環境企画室 企画グループ（1名）

グリーン・市民電力より（6名）

関西電力株式会社宛 2019年2月22日付「託送料金に上乗せされる廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね」に関して対面での回答と説明、それに対する質疑の場を持った。

- 一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。
 - (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
 - (二) ところで御社は美浜原発1・2号機及び大飯原発1・2号機の廃炉を決定されています。これに伴って2020年4月からの託送料金（廃炉円滑化負担金）にどんな影響が及ぶかを確かめたく、以下をお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、これら4機の廃炉費用に関わって、2020年4月から「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」は生じるのですか。

【回答】

ネットワーク事業者としては経済産業省令に基づいて一般送配電事業者の接続供給の相手方から回収しなければならないと定められているため、その扱いに従う。

【質問2】

- ① 「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
- ② また、その額はどのようにして算定されるのかを教えてください。

【回答】

①申請行為をさせていただくと約款の改定が実質上必要になる。改定に伴って新たな契約書の締結は現時点では不要と考える。

- ②一般送配電事業者の立場から、回収すべき廃炉円滑化負担金の額は経産大臣から通知されるように決まっており、その額にしたがって対応させてもらう。

【質問3】

基礎的な会計上のお尋ねです。
① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書（平成29年度）』87頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」4,354億2,000万円なのですか。

【回答】

「資産除去債務」に関する会計基準にしたがって行っているため、積立額とは違っている。ここでの廃炉費用の積み立て額は、4,343億1,300万円になる。

- ② 4機の廃止想定額とそれのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。

【回答】

廃炉費用の総見積額	H29年末積立額	不足額
1,830億	1,547億	283億

- ③ また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。

【回答】

経済産業省令の原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づいて各ユニットごとに算定している。②のとおり。

- ④ その場合、残る美浜原発3号機と大飯原発3・4号機と高浜原発1～4号機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えてください。現時点のもので構いません。

【回答】

廃炉費用の総見積額	H29年末積立額	不足額
3,648億	2,791億	857億

※全ユニットの廃炉費用の積み立て額の合計は、4,343億1,300万円ということになっている。

【質問4】

- ① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であり、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。

4月1日、関西電力より説明をいただきました

【回答】

省令に基づいて算定している。「含まれている」。

② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

【回答】

省令に基づいて、「含まれている」。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

冒頭説明のとおり送配電事業者としては通知を受けたらそれを回収しなければならぬということになっている。これについては、国の審議会が電力システム改革貫徹のための政策小委員会という審議会があり、この中で大学の先生等の有識者も含めて議論がなされた。その中で取りまとめというのがなされている。円滑化負担金についても、その中に記載がされている。もともとこの廃炉費用というものは福島事故以降、国が原子力依存を低減させていくという方針を掲げてさらには事業者としても自由化の中で廃炉を円滑化にすすめていくという大きな方針がある中でこの制度ができた経緯がある。これをしっかりと自由化の中でもやってくために、現状は小売料金という規制がある中でやっているが、撤廃される以降は託送料金のほうで回収することが適当であるという整理になっている。こういう議論の経緯を踏まえて省令が見直しとなったと認識しているのが、弊社としてもそれに就いてしっかりと対応させていただいて、4基稼働しているが、これの廃炉も安全に進めていくということをやっていると思っています。

二、同じく2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。

(一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに賠償負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。経済産業省が出している資料によれば、1kwh当り0.07円×電力使用量相当額が想定されるとのことでした。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。

(二) 以下を具体的にお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、2020年4月から「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」は生じるのですか。

【回答】

経済産業省の省令に基づいて送配電事業者は賠償負担金を接続供給の相手方から回収しないと決められている。

【質問2】

① 「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

【回答】

必要に応じて、託送供給約款の改定を実施する予定。改定に伴う新たな契約書は不要と現時点で考えている。

② また、その額はどのように算定されるのかを教えてください。

【回答】

一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額については経済産業大臣により原発事業者へ通知されるよう省令で定められている。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

電力システム改革のための貫徹のための政策小委員会という中で、廃炉円滑化負担金と同じタイミングで議論がなされている。記載されている文書では「需要家間の格差を解消して公平性を確保するためには全需要家が等しく受益した過去分ということで、すべての需要家が公平に受益することが適当」との整理がされており、それが託送料金でということにつながっている。この整理に従って事業者して対応させていただくことになると考えている。

【質疑応答】

Q、(グリーン・市民電力)

美浜原発・大井原発の廃炉の総見積額と今の積立額を聞いて、普通の人間にとってはとても大きな額、これくらいかかるんだなあという驚きがある。その中で低レベル廃棄物の処理費用も入るとの説明があったが、低レベルであっても100年というスパンで管理しなければならないものだと思うが、どのように処理がされるのか。

A、(関西電力)

廃棄物についてはいろいろなものがあり、当然放射線の濃度もそれぞれの機器によって違う。国で放射線レベルに応じた処分をしようとしている。放射性レベルが高ければ高いほど地中に深く埋めているというのが基本的な考え。当然きちんと処理をして放射線漏れがないようにしっかりと密封して漏れがないようにというのが大前提。放射線レベルによって深さが変わってくるというイメージをもっていたらいい。放射線レベルが低いものはそんなに深く埋めなくても大丈夫、といったようなルールが規制のほうで決められている。それによってやっていく。原子力発電所の大半の設備は放射線レベルがないものとなっているので、これについては産業廃棄物と同じような形で処分される。全体の中ではごく一部の発電所となっているので、規制に従って安全に処分することでルール化され、それによってやっていく。

Q、(熊野代表理事)

私たちがずっと脱原発運動をすすめている中で、より地中に深く埋める事までは承知しているつもり。どのような容器、掘削はどういうところなのかなど詳しいことが知りたい。

A、(関西電力)

国のルールに従ってやる。明確に決まっているものと決まっていないものということに分かれている。決まっていないものは今後国のほうでルールが策定されて決まってくっていくことになっていくと思う。正確にはわかっていない部分はある。海外の事由などを踏まえてどうやって安全にやっていくかということを規制で議論されることだと思っている。すでにある方法としてはドラム缶の中に(水 or 砂) 廃棄物を入れて放射線を通さないものでドラム缶を充填して処分するという形になっている。放射線レベルによって処分の仕方が変わってくる。

Q、(グリーン・市民電力)

処理費用は暫定額なのか？

A、(関西電力)

暫定的というより、現時点で合理的に見積もれる範囲というのが先ほどの見積額となっている。これが現状十分ではないかと思っている。

Q、(グリーン・市民電力)

省令で低レベルの放射性廃棄物の処理も現在の積立金の中に含まれているということについて、普通の感覚で低レベルの放射性廃棄物を300年から400年管理すると言われて、その費用も含めています、ということだが300~400年かかる管理の具体的に費用をどうやって算定しているのか疑問。今後300年~400年発生するであろう管理のための費用や、何百年後に何かが出たという時の費用まで本当に解体費用に盛り込まれて、積み立てられているのかというのが、俄かに信じられずに聞いている。

A、(関西電力)

(専門家でないので記憶の範囲ではあるが) 確かに300年、400年という話はあるが基本的には今の想定の中では埋めてから何年間は監視するという費用が入っている。それ以降はきちんと処理処分をして一定期間監視しているので区画をつくり地域を監視していくので、基本的にはそのまま置いておくということが基本的な考え方。300年、400年ずっと監視していくということが前提にはなっていないと思う。きちんと処分して、一定期間管理をして問題がなければそのまま区域だけしっかり括って見ていく考え方で費用が300年、400年毎年かかってくるというイメージではなかったと記憶している。

Q、(グリーン・市民電力)

原子力規制委員会で指標、仕事の中身を公表されている。それによると「300年から400年の検査を。そして10数万年の保管」ということだった。それくらいは必要ではないのか、というのが質問の前提。

A、(関西電力)

そういう前提において今の見積額を算定しているという理解をしている。そういった費用も含めて総見積額はあるという理解。

Q、(グリーン・市民電力)

美浜1号機で言えば、323億円の解体総見積額に今話しをしているような項目も入っているのか？

A、(関西電力)

個々の品目がどれだけ入っているかは認識できていないので、この場で明確に監視の試験費用が確実に入っているかをお答えすることが難しいが、基本的には低レベルの処理処分が含まれた費用となっている。

Q、(グリーン・市民電力)

出力ごとに概ね解体費用の見積額は均等とみていいか。ある種規模に応じてモデルごとの解体費用、低レベル放射性物質の廃棄費用がこれくらいというのがあり、それに基づいてされているのか。

A、(関西電力)
 モデルにどこまでのものが入っているかの詳細はわかっていない。
 考え方そのものは、過去に公表されていたものがある。それに基づいていろんな審議会
 で議論して決まっているので、審議会の資料にはそれなりの考え方の整理がされて
 いる。それに基づいて今もやっているということになっている。今手元にはもってい
 ないが、何らか過去に公表されたものがある。
 大体こんなことをしないといけない、という整理があってそのためにはお金がどのく
 らいあるか。発電所ごとに廃棄物が出る量を出力に応じて、規模に応じた単価を出し
 ている。

Q、(グリーン・市民電力)
 後日、解体費用の計算基準をいただくことは可能でしょうか。

A、(関西電力)
 過去の審議会のこういうところで議論されています、という程度であれば。

Q、(グリーン・市民電力)
 一番知りたいのは1号機の323億円というのを計算する根拠になっているもの。要
 するに誰かが決めたにせよ、それを裏付ける根拠があるはずと思うが、部外秘で他の
 人には渡せないものであるならば、そのように言っていたらいい構わない。

A、(関西電力)
 解体引当金省令のはずなので、法令に基づいてとなっている。

Q、(グリーン・市民電力)
 それは、施設の解体費・あとの管理はどれくらいなのか、などわかるものなのか。

A、(関西電力)
 公表しているデータに載っているか、載っていないかがあるので、非公表になればオ
 ープンにできない点があることはご理解をいただきたい。考え方としてこんなものを
 積んでいるというのは省令に載っている。一電力会社でなくて国のほうから指示が出て
 いる。個別のユニットごとの内訳となると非公表の場合もあるので、その場合はご理
 解をお願いしたい。

Q、(グリーン・市民電力)
 323億などという金額も出ていて、私たちからすれば感覚がおかしくなるような数
 字。でも400年後までの検査・調査の費用も入っているということだったので、も
 し入っていれば足りないのではないかと話を聞いているだけでも思った。関西電力の
 皆さんもこれは足りるだろうという認識なのですか？

A、(関西電力)
 今のところはいろいろな考え方のモデルケースでやっている。議論がなされて見積
 を出しているので現時点ではこれくらいだと理解している。

いない。今後、(関西電力含めて) 廃炉が進んでいく中できちんと定めていくことは必
 要になっている。

Q、(グリーン・市民電力)
 賠償負担金は「2.4兆円の総額、kwhあたりの単価」も出ているので「額はこう
 だ」と通知が経済産業省から来て、使用電力量制で接続事業者に接続会社に請求して
 家庭への請求にも使用供給制になるというイメージがある。
 一方で廃炉円滑化負担金は、国のとりまとめにも具体的な計算方法が一切なかったの
 で、電力会社ごとに持ち原発が違って廃炉必要費用と積立額が違っているの
 で、各電力会社が何等かの計算式を立てて廃炉円滑化負担金として接続事業者に請求する必
 要があるというのを申請してそれが認められてという構図をイメージしていたが、話
 を聞いて、また九州電力さんからの回答も含めて考えると当初のイメージではなく「廃
 炉円滑化負担金」というのは、国が全部ひっくるめて決めて送配電会社に通知する、
 ということなのか。

A、(関西電力)
 廃炉円滑化負担金については、省令上、発電事業者が申請をするという形になってい
 る。申請をして国が評価、通知がくるという形なので、前者の理解でいい。

Q、(グリーン・市民電力)
 発電事業者が自らの持ち発電について国に申請する、ですね。国が出す通知は会社ご
 とに中身が異なってくるのか。

A、(関西電力)
 正直我々もまだわかっていない。まだ省令も施行されていないし、プロセスはそうで
 あるところまでは決まっているが、詳細はまだ明確になっていない。

Q、(グリーン・市民電力)
 廃炉円滑化負担金として関西電力が申し出て、それに対して国が送配電であるところ
 の関西電力に通知をして、関西電力が接続相手に通知するという仕組みですね。賠償
 負担金の方は、発電会社が何等か国に申請するののか。

A、(関西電力)
 賠償のほうも同じ。

Q、(グリーン・市民電力)
 賠償の方はkwhあたりの単価が決まっているのでややこしい計算ではないですね。

A、(関西電力)
 おそらくそうだと思う。国から通知を受けて賠償負担金を払っている。

Q、(グリーン・市民電力)
 国からや、経済産業省の話もたくさん出てきたが、電力会社としての通知を受けるだ
 けで、意見は出さないのか。

A、(関西電力)
 事業者としての知見に基づいて国に申し上げることはある。当然日本では廃炉をはじ
 めたばかりなので国で海外の事例を調べつつということでもあるので、いろいろな
 ことを踏まえつつ合理的に制度としてやっている。関西電力としても持っている知
 識・技術については説明した上で決まってきた。

Q、(グリーン・市民電力)
 責めるという意味ではないが、徳川家康が江戸に幕府を開いて仕事を決めて、その仕
 事を今の私たちにという風を守り続けていること。中央官庁の人は頭で決めるかもし
 れないが、現実的に民間の事業者やその地域に住んでいる人たちが本当に400年間
 継続できるのかという素朴な気持ち。そう思いませんか？

A、(関西電力)
 民間事業者として原子力発電所を使って、その処理をしないといけないという責任は
 当然責任を果たすべくやっていくとしかお答えできない。300年、400年弊社が
 あるのか、といわれればそのために事業をしているし、なくす訳にはいかない。

Q、(グリーン・市民電力)
 会社はなくなるべきでないと思うが、その仕事を400年先の人にまかせてその費
 用を今、合理的に計算できるものなのだろうかという立場に立っていただければいいが。

Q、(グリーン・市民電力)
 「埋める」と聞いて、どこに埋めるのだろうか考えた。地中深くといわれてこれだけ
 狭い日本の中にどれだけ廃炉する廃棄物を埋められるのだろうか。今から全部が廃炉
 になってほしいと願っているがどこに埋めていくのか。(原発を) 作る時点に戻るが、
 自分たちの子孫がそれを背負っていかねばならないということが申し訳ない。
 自分たちは原発を使っていない電気を使いたいという願いをもっている。福島のこと
 があって稼働を止めたときも電気が足りなくなかった。みんなが、電気の使用を控
 えようという気持ちになったこともあったはずなのに、原発がまたどんどん稼働し
 ていくのを見てると悲しい気持ちになっている。
 説明に関しては、「電気・ガス両方使っていますか」という電話があり「エコキュート」
 をすすめられた。夜間に原発の電気を使って安い料金かも知れないが、停電のとき
 はお風呂に入れないことなどの説明もなく営業活動がされていることに納得がいて
 いない。消費者に対しても説明して電気料金に載せていく努力をお願いしたい。

A、(関西電力)
 廃炉したときに出てくる放射性物質はごく僅か。一部は青森県の六ヶ所村に廃棄物処
 分場がある。廃炉の処分場ではなく現在運転中の原発の廃棄物を処分しているところ。
 今後、廃炉の廃棄物をどこに処分していくかについては事実としてどこにも決まって

Q、(グリーン・市民電力)
 廃炉円滑化負担金については、現在まだ関西電力は発電会社と分離されていないが、
 発電部門で4基廃炉になる。それに伴って何らかの計算をして申請している。残りの
 7基については、今のところ計算対象外で間違いないか。

A、(関西電力)
 あくまでも廃炉を円滑にすすめるための制度なので、廃炉したもののみが対象で、(関
 西電力では) 4基が対象。

Q、(グリーン・市民電力)
 先ほど金額を教えてくださいました4基の見積額と現在の積立額の差額が何等か廃炉円滑
 化負担金の計算の対象になるのか。

A、(関西電力)
 詳細には決まっていない。

Q、(グリーン・市民電力)
 有価証券報告書の必要ページで、P86・87について、「資産除去債務」は「廃炉の
 ための積立金ではありません」というのは、そのまま廃炉のための積立金ではないと
 いうことか。廃炉の積立金は4,343億1,300万円で、「資産除去債務」の金額
 と近い金額。資産除去債務の中に含めている、で間違いないか。

A、(関西電力)
 基本的に同じであるが違うルールでやっているから数字が若干違うというしかない。
 資産除去債務というものは電気事業の会計規則側のルール。積立額は、経産省の省令
 引当金に基づいて会計規則に則ったもの。対象は基本的に同じなので近い額になっ
 ている。

Q、(東原常務)
 貸借対照表の中には、廃炉のための積立金として計算されているものがそのまま載っ
 ているわけではないのか。

A、(関西電力)
 基本的に総見積額をスタートにしているは同じだが、積立額は今まで積み立ててきた
 額を足し合せている。会計ルールは総見積額があって今の価値とするなら幾らかを出
 している。

Q、(グリーン・市民電力)
 会計が何年か前に変わったとき「資産除去債務」に変更されたのか。

A、(関西電力)
 ルール変更により新しい考え方に基づいて変更された。ベースとしているところは同
 じだが、若干の差が生じている。

Q、(グリーン・市民電力)

関西電力・九州電力・中国電力の比較一覧を作成した。今話題にさせていただいた資産除去債務・廃炉解体引き当ても出した。

43番「資産除去債務」。2010年に424,997百万円。この年から、解体引き当てから変わったことから、これが廃炉のための積み立て費用とわかった。会計上の算定の問題があってスタートが違うが、理解の仕方としてはそこを見ればいいということがわかった。託送料金は、無駄な電線を使わないという合理的な面もあるが、原発の電気を使いたくないと思っている私たちにとって原子力に係る費用を見るというのは不合理ではないかという立場で一貫して質問をさせられている。すでに電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費が入っているということは省令で入っているからということだった。前回伺ったときには、「私たちとしてもそんな余計なものを載せないでほしい」とおっしゃられている気持ちもお聞きした。今回、来年の春から二つの負担金が入るというのをせめて新しい追加だからこれは無くさないですか、という思いで経済産業省にも陳情書を出しているし、九州・中国・関西の三つの電力会社にも、国がしなさいと言っているかも知れないが、入れないという考えも検討はないかとの立場で来ている。そういう立場から、託送料金の原価計算が、言われている電線の送配電部門の費用というもので適正に国は基準を設けて計算されているのかということ、私たちが今知りえるとしたら有価証券報告書の中にある総費用と託送料金原価で公表されている内訳と比較するしかないと思って資料を作った。HPで公開されている会社の実績を拾った。電気料金の原価が公表されているのか、わからなかったので割合を比較してみた。

※「託送料金算定に係る経費比較メモ」を紹介して内容を説明した(別紙)

一例P4(15)「普及開発関係費」で、九電は託送料金算定額27%、関電2.1%、東電7.4%と、こんなに違いがあることについて各会社に考えを聞きたいと思っている。本日資料をお届けするので、今後考えを聞かせていただける機会があれば話をお聞きしたい。15番の27%と、2.1%の違いはなにかあるか。

A、(関西電力)

各社がどれを普及開発費として設定されているかがある。他の会社なので中身がわからない以上、答えのしようがない。総枠での比較はされているが、内訳としてどのくらい入っているかは各社の話なのでご理解いただきたい。

Q、(グリーン・市民電力)

電力料金の原価明細の確定したものの公開はされているか。それはわからなかったもので、有価証券から拾い出したのは電気料金の原価明細のものではない。会社が投じた費用の明細であろう。総括原価方式があるから費用=ばば料金となっはいるが、託送料金で公開しているのと同じように電気料金の原価は公開されているのか。

A、(関西電力)

小売の電気料金は変更する場合は約款申請を経済産業大臣に行っているの、その書類も後段に記載されている。ホームページにも掲載されている。

Q、(グリーン・市民電力)

わざわざ有価証券報告書の事業経費からだけではなくて、電気料金のそれをホームページで見て電気料金の原価比較したほうが正確になるだろうか。

A、(関西電力)

認可申請する年度が各社違うので、同じように比較はできない点をご理解いただきたい。実績を同じ年度で載録されたいという趣旨か。有価証券報告書は普及開発関係費でいくと全社版の数字しか出ていない。そのうち、託送部門はいくらか、というご質問ですか。それについては、営業費用明細が実績にはついていて、その送電・配電・変電を見ていただくと近いものにはなる。それ以外には一般販売管理費・販売費の一部など、一部の部分が託送部分になってくる。託送料金は事後評価というものを毎年実施されているのでその内容をご覧いただくと託送料金原価と託送実績の差異についておおまかに説明されている。そちらで託送料金が妥当かどうか審議されていく。

Q、(グリーン・市民電力)

もう少し自分たちで調べてみる。評価はどこでされているのか。

A、(関西電力)

評価は経済産業省でされている。普及開発関係費に整備されるかどうかについては、料金原価は電気事業会計規則に則ってやるので各社は普及開発費にどういったものを整理するかは電気事業会計規則で決められているので、それを逸脱しない範囲で整理している。各社大きく違うということは、自分としてはそれはさすがにないと思う。

Q、(グリーン・市民電力)

九州のほうでは、現在盛んに出力制御がされている。関西電力さんでの見解があればお聞きしたい。兵庫県に発電所をもっているが、九州では頻繁になっている。

A、(関西電力)

本日、系統の担当が来ていないので詳しくはわからないが、淡路島のほうでは新規をお断りするなどの話。地域よっての対応はあるかもしれない。九州さんとは負荷バランスの違いもあるのでなんともいえない。

以上

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水希茂 様

2019年2月22日

託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 向春の朝、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2017年3月31日、御社との間で、小社は丸紅新電力株式会社様を代表契約者として『接続供給基本契約書』を締結させていただきました。小社はグリーンコープ生協を母体とし、再生可能エネルギーの発電所建設と原発フリーの電気の供給を目指しています。今後とも末永くよろしくお願いをいたします。

このたび御社にお支払している託送料金に関してお尋ねしたい事柄が生じてきましたので、お尋ねいたします。ご回答をよろしくお願いいたします。

記

一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。

(一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。

(二) ところで御社は島根原発1号機の廃炉を決定されています。これに伴って2020年4月からの託送料金(廃炉円滑化負担金)にどんな影響が及ぶかを確かめたく、以下をお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、この廃炉費用に関わって、2020年4月から「託送料金への上乗せ(廃炉円滑化負担金発生)」は生じるのですか。

【質問2】

① 「託送料金への上乗せ(廃炉円滑化負担金発生)」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

② また、その額はどのように算定されるのかを教えてください。

【質問3】

基礎的な会計上のお尋ねです。

① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書(平成29年度)』106頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」778億6,100万円なのですか。

② 島根原発1号機の廃止想定額とそのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。

③ また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。

④ その場合、残る島根原発2号機と建設中の島根原発3号機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えてください。現時点のもので構いません。

【質問4】

① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であって、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。

② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

二、同じく2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。

(一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに賠償負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。経済産業省が出している資料によれば、1kwh当り0.07円×電力使用量相当額が想定されるとのことでした。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。

(二) 以下を具体的にお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、2020年4月から「託送料金への上乗せ(賠償負担金発生)」は生じるのですか。

【質問2】

① 「託送料金への上乗せ(賠償負担金発生)」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

② また、その額はどのように算定されるのかを教えてください。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

以上につきまして、3月22日(金)までに書面にてご回答をお願いいたします。

敬具

4月26日、中国電力より説明をいただきました

